

## 令和3年度大磯町教育委員会第7回定例会議事録

1. 日 時 令和3年10月21日（木）  
開会時間 午前9時30分  
閉会時間 午前11時04分
2. 場 所 大磯町役場保健センター2階研修室
3. 出席者 熊 澤 久 教育長  
濱 谷 海 八 教育長職務代理者  
曾 田 成 則 委員  
トーリー 二葉 委員  
大 槻 直 行 教育部長  
瀬 戸 克 彦 町民福祉部長  
波多野 昭 雄 学校教育課長  
柳 田 美千代 子育て支援課長  
谷 河 かおり 生涯学習課長兼生涯学習館長  
國 見 徹 生涯学習課郷土資料館長  
佐 藤 聡 生涯学習課図書館長  
北 水 慶 一 歴史・文化担当主幹兼郷土資料館副館長  
添 田 健 学校教育課主幹兼教育指導係長  
片 野 剛 志 学校教育課企画調整担当係長  
田 中 恵 子 （書記）学校教育課副課長兼教育総務係長
4. 欠席者 なし
5. 傍聴者 1名
6. 付議事項  
議案第14号 相模原市立大野南中学校分校夜間学級における生徒の就学及び  
費用負担に関する協定書の締結について  
議案第15号 大磯町学校運営協議会規則の制定について  
議案第16号 大磯町指定有形文化財の指定について
7. 協議事項  
協議事項第1号 令和3年度大磯町教育委員会の点検・評価（案）について
8. 報告事項  
報告事項第1号 令和3年度第3回（9月）大磯町議会定例会について  
報告事項第2号 町立小学校給食の給食費の改定について  
報告事項第3号 国府小学校給食調理業務等委託について  
報告事項第4号 「大磯町立国府小学校の給食調理の民間委託に関する要望書」に  
ついて

報告事項第5号 「大磯町立小中学校4校におけるICT支援員等配置の要望書」について

報告事項第6号 第20回大磯図書館まっりの開催について

## 9. その他

教育長) 皆様、おはようございます。本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから令和3年度大磯町教育委員会第7回定例会を開催いたします。本日の会議の内容ですが、付議事項3件、協議事項1件、報告事項6件でございます。本日は4名全員出席しておりますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項の規定により、定例会は成立いたしました。

なお、本日は傍聴を希望される方が見えておりますので、大磯町教育委員会会議規則第12条及び第17条の規定により、傍聴を許可いたします。

暫時休憩します。

～ 休憩 ～

### 【令和3年度第6回定例会の議事録の承認】

教育長) 休憩を閉じて再開します。

それでは、はじめに「令和3年度第6回定例会議事録」の承認をお願いします。

まず「令和3年度第6回定例会議事録」は、お手元に配付しました内容のとおりよろしいでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、「令和3年度第6回定例会議事録」については、ご承認いただいたものといたします。

続いて、教育長報告をいたします。

はじめに、新型コロナウイルス感染症に関する対応についてですが、新型コロナウイルスの感染を防止するため、8月24日より図書館や郷土資料館など公共施設の一部を休館し、また、学校においては短縮授業を実施しておりましたが、緊急事態宣言が解除されたことに伴い、10月1日より施設を再開し、学校においては通常授業としております。

諸行事につきましては、執行状況表のとおりです。今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。

また、9月定例会から本日までの間に、教育長に委任された事務で重要なものに関する事、専決した事項に関する事についての報告はございません。

本日の報告は、以上でございます。

### 【議案第14号 相模原市立大野南中学校分校夜間学級における生徒の就学及び費用負担に関する協定書の締結について】

教育長) それでは、議事に入ります。はじめに、議案第14号『相模原市立大野南中学校分校夜間学級における生徒の就学及び費用負担に関する協定書の締結について』を議題といたします。書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第14号『相模原市立大野南中学校分校夜間学級における生徒の就学及び費用負担に関する協定書の締結について』、本文については省略いたします。令和3年10月21日提出、大磯町教育委員会教育長、熊澤久。

以上です。

教育長) それでは、事務局から提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第14号『相模原市立大野南中学校分校夜間学級における生徒の就学及び費用負担に関する協定書の締結について』、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」第14条の規定に基づき、「夜間等において授業を行う学校」における就学の機会の提供、その他の措置を講ずるため、協定を締結することについて、教育委員会の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、学校教育課主幹が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

学校教育課主幹) 『議案第14号 相模原市立大野南中学校分校夜間学級における生徒の就学及び費用負担に関する協定書の締結について』補足説明いたします。

まず、説明資料の1ページ、協定書の締結についての概要説明をご覧ください。

「1 夜間学級設置の経緯」ですが、今提案理由にありまして「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が公布されたことから、就学の機会の提供とその他の措置を講ずることが夜間学校において義務付けられました。このことを受けて、神奈川県教育委員会では様々な協議会を設置しまして、大磯町教育委員会もそこに参加し、検討を重ねてまいりました。協議の結果、相模原市教育委員会が、他市町村からも生徒を受け入れる広域的な夜間学級として、令和4年4月に相模原市立大野南中学校分校を設置することになりました。

次に、「2 協定について」です。夜間学級の設置・運営主体である相模原市教育委員会と、受け入れ生徒が在住する市町村教育委員会とが継続的、主体的に運営に協力できる仕組みを構築するために、神奈川県と相模原市及び関係市町村は三者による協定を交わし、夜間学級への就学や運営に係る事務・経費分担等に関して詳細を定めることとなりました。

協定では、広域的な就学に関して互いに協力すること、在籍者数に応じて教育費を負担すること、広域的な仕組みの維持・発展のために協議を継続することが定められています。なお、応分負担の具体的な金額については、入学者の人数により変動するとのことですが、相模原市が想定している30名程度の入学者ですと、一人につき約53万円の応分負担が求められます。こちらは備品の整備や教材の購入、非常勤講師などの人件費に充てられるとのことです。

大磯町において、令和4年度からの入学希望者は現在のところおりませんが、入学希望者がした場合に備えて、協定を締結しておく必要があると考えています。

次に、2ページをご覧ください。「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」から、夜間学級に関する部分を抜粋しております。

次に3ページをご覧ください。夜間中学への就学に係る基本方針でございます。こちらにおいて、就学までの流れが示されております。特に、流れの1～3では、入学希望者は、在住する市町村の教育委員会に入学希望申請書を提出のうえ、事前相談を受けることになっております。その結果を踏まえて、市町村教育委員会が相模原市教育委員会への申請の可否を判断します。事前相談においては、夜間中学に入学を希望した動機や、その方の学習経験、また、通学に関することなどを詳細に聞き取ります。夜間学級は全課程修了者に卒業の認定を行う公立中学校であることから、「月曜日から金曜日まで、毎日通うことができるか」「遅刻や早退なく、1時間目から4時間目まで授業を受けられるか」など、特に確実に通学できるかどうかについて確認をしていきます。

次に5ページをご覧ください。夜間中学における費用負担に係る基本方針でございます。こちらでは費用負担の内訳と算出及び請求について示されています。

「1 費用負担の内訳」では、(1)夜間中学の設置に関する費用のうち、アの「職員室通信環境整備に係る費用」について、令和4年度の夜間学級の設置から10年間で割った額を、各年度の在籍生徒数に応じて、毎年度応分負担していきます。

次に(2)夜間中学の運営に関する費用では、アの「夜間中学に配置される教職員に係る費用」やイの「日本語の指導・支援に係る費用」などを、各年度の在籍生徒数に応じて、毎年度応分負担していきます。

次に「2 費用負担の算出及び請求について」及び「3 在籍生徒数について」では、毎年度4月1日時点の在籍生徒数に応じて費用負担額が算出され、年度末に請求されるということが記されています。

補足説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長) ただいま事務局から説明がありました。ご質問、ご意見があればお願いします。

<質疑応答なし>

教育長) 質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。議案第14号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第14号『相模原市立大野南中学校分校夜間学級における生徒の就学及び費用負担に関する協定書の締結について』は、原案どおりご承認いただいたものといたします。前回細かくお話をさせていただきましたので、皆さんにご納得いただけたということで、ありがとうございました。

### 【議案第15号 大磯町学校運営協議会規則の制定について】

教育長) 次に、議案第15号『大磯町学校運営協議会規則の制定について』を議題といたします。書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第15号『大磯町学校運営協議会規則の制定について』、本文については省略いたします。令和3年10月21日提出、大磯町教育委員会教育長、熊澤久。

以上です。

教育長) それでは、事務局から提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第15号『大磯町学校運営協議会規則の制定について』、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5」の規定に基づく学校運営協議会を設置するにあたり、新たな規則を制定するため、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第2号の規定に基づき、付議するものでございます。

詳細につきましては、学校教育課主幹が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご承認くださるよう、お願いいたします。

学校教育課主幹) 『議案第15号 大磯町学校運営協議会規則の制定について』補足説明いたします。説明資料の1ページ、規則の制定についての概要説明をご覧ください。

まず、「1 制定の経緯」についてです。子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、学校がその全てを担っていくことは年々難しくなっています。このような状況の中で、地域や学校の抱える課題の解決、未来を担う子ども

もたちの豊かな成長のためには、学校と地域が連携・協働した教育の実現が不可欠と考えます。コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校づくり」への転換を図るための有効な仕組みであり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正（平成29年4月1日施行）により学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務となりました。

以上のことを踏まえ、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となった学校づくりを行うため、大磯町学校運営協議会規則を制定いたします。

次に、「2 学校運営協議会の主な三つの機能」についてです。

第一に「校長が作成する学校運営の基本方針を承認する」ことがございます。学校運営協議会は、校長の作成する「学校運営の基本方針の承認」を通じて、育てたい子ども像や目指す学校像等に関する学校運営のビジョンを共有します。協議会委員として参加している保護者や地域住民等の意向を当該方針に反映させることで、地域住民等が校長とともに学校運営に責任を負っているという自覚と意識が高まるとともに、学校運営の最終責任者である校長を支え、学校を応援することにつながっていくことが期待されます。

第二に「学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる」ことがございます。学校運営協議会は、広く地域住民等の意見を反映させる観点から、校長が作成する基本方針の承認にとどまらず、当該学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して主体的に意見を申し出ることができます。学校だけでは気づくことができなかったアイデアや課題を共有することが期待されます。

学校運営協議会が教育委員会や校長に意見を述べるときは、個人の意見がそのまま尊重されるのではなく、合議体としての意見を述べることとなります。

第三に「教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる」ことがございます。学校運営協議会は、学校の課題解決や教育活動の充実のために校内体制の整備充実を図る観点から、教職員の採用その他に関する事項について、任命権者に対して意見を述べることができます。例えば、ある小学校の方針として、「外国語教育を充実させるために指導体制を強化していきたい」ということが打ち出されたとき、学校運営協議会として、「中学校や高校の英語の免許をもった教員の配置要望を合議体の意見として出す」という形です。

学校運営協議会は合議体の機関であることから、個人としての意見が尊重されるものではなく、先行事例においても教職員人事に大きな混乱が生じることはないとされています。なお、教職員の任用に関する意見の対象となるのは、採用、転任、昇任に関する事項であり、分限処分、懲戒処分については対象とはなりません。

続いて、説明資料の2ページをご覧ください。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」から学校運営協議会に関わる部分を抜粋しました。特に、第47条の5、2の学校運営協議会の委員についてはこちらに定められています。

大磯町学校運営協議会規則においては、「保護者、地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者、対象学校の校長、学識経験者、関係行政機関の職員、その他教育長が適当と認める者」と決めました。校長の推薦を受けて、教育長が委員を任命することとなります。

補足説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

教育長) ただいま事務局から説明がありました、ご質問、ご意見があればお願いします。

トリー委員) いつも議論にのぼっていますので特になのですが、ただ、せっかくこうやって制定されて作ってありますので、これに沿って、これからますます大磯のコミュニティ・スクールが活発に充実していけばいいなと思っております。

教育長) ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

これまで、委員の方にはコミュニティ・スクールのお話をさせてもらってきているので、わかっているよ、というところだと思うのですが。

濱谷委員) トリー委員がおっしゃったことの繰り返しなのですが、私もいつも運営協議会のところで気になるのは、規則の制定はこういう文言になるのかと思うのですが、やはりこれをしっかりと学校運営協議会の委員が理解をして運営をするとか、適切な意見を述べることができるのか、ここがところが一番の危惧するところだと思います。

例えば、第3条のところ。「対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。」当然、従来から学校長は自分がお預かりされている学校の基本方針というものを大磯町の教育大綱に則って作成をされていると。そして、国の定める内容を踏まえて教育課程の編成、あるいは組織編制、あるいは施設及び設備に関すること等々を行っているわけですが、やはり一番大事なところが、(1)の教育課程、(2)の学校経営、(3)の組織編制、この3つでしょうね。これがまさしく、この3つが学校の命になろうと思うわけでありまして。そのところを学校長が作成をして、協議会の委員がそのところをどこまで理解をして協議をされるのか、ということが一番気になるのであります。

教育委員会に任命された委員の方たちには、やっぱりどこかの組織か機関が、小学校なら小学校の内容の勉強会とか、中学は中学の勉強会だとか、そのようなものを作っていて、意見を述べていくということが大事なことかと思えます。

そのところで自分の意識形成ができて、そして発言をしていくというのがあったほうがいいのかなと、そういったところで危惧する部分が出てくるのかなという風に思えます。的確な表現というわけではありませんけれども、そういう勉強会で、大磯町の教育基本大綱とはこういう趣旨なんですよ、というような。あるいは、教育長もおっしゃっているように、大磯町の教育ビジョンなどをしっかりと理解をして、協議会メンバーを指名して、運営をしていただきたいと思えます。ちょっと長くなりましたが、以上です。

教育長) ありがとうございます。いまお話しいただいたのですが、担当の意見としてはどうですか。

学校教育課主幹) 色々なご意見をありがとうございます。担当としましては、これでご理解を得て学校運営協議会規則を定めることができましたので、あとは学校長、及び学校のコミュニティ・スクール担当の先生方とよく連携を密にして、具体的にどう充実させたらよいのかということ足を運んで議論していきたいと考えております。どうぞよろしくご支援お願いいたします。

教育長) コミュニティ・スクールについては、地域の方のご理解を得ないとなかなかうまくいかないということもありますので、来月、再来月にかけて、区長さんとの懇談会を予定しております。その中で、私のほうで教育ビジョンを申し上げて、コミュニティ・スクールの在り方についてご理解いただくということです。

ただ実際に、周辺の先に進んでいる市町の状況の話を聞くと、最初はやはり大変そうなんですね。すぐすんなり簡単にはいかないというところもあるかと思えますけれども、それでも3年4年経つと、もうコミュニティ・スクールのおかげだよ、ということを皆さん考えていらっしゃるって、各校長たちの報告もそういう風になっておりますので、

ぜひ大磯町でも、この制度をうまく利用して進めていきたいと思っておりますので、委員の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。議案第15号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第15号『大磯町学校運営協議会規則の制定について』は、原案どおりご承認いただいたものとします。

### 【議案第 16 号 大磯町指定有形文化財の指定について】

教育長) 次に、議案第 16 号『大磯町指定有形文化財の指定について』を議題といたします。書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第 16 号『大磯町指定有形文化財の指定について』、本文については省略いたします。令和 3 年 10 月 21 日提出、大磯町教育委員会教育長、熊澤久。

以上です。

教育長) それでは、事務局から提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第16号『大磯町指定有形文化財の指定について』、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、大磯町文化財専門委員会からの答申を受け、大磯町文化財保護条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、大磯町指定有形文化財として指定するため、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第15号の規定に基づき、付議するものでございます。

詳細につきましては、生涯学習課歴史・文化担当主幹が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

歴史・文化担当主幹) 議案第 16 号『大磯町指定有形文化財の指定について』ですが、はじめに、指定理由です。対象となる物件は、敷地内に西園寺公望別邸時代の石垣が保存継承され、平面計画では池田成彬・成功親子が英国で学び、大磯で発展させた英国式の温室が中央に据えられるなど、大磯の近代史を重層的に伝えています。

また、19 世紀後期の英国で興隆した住宅再興運動（ドメスティック・リバイバル）の影響が日本国内にも及んでいたことを示す作品という点でも、高い建築史的価値を有しています。この貴重な建造物を将来に伝えていくために、大磯町指定有形文化財として指定したく、承認を求めるものでございます。

なお、本件につきましては、令和 3 年 6 月 3 日付けで大磯町指定有形文化財指定申請書の提出があり、同年 7 月 2 日付けで教育委員会から大磯町文化財専門委員会へ諮問しており、同年 10 月 1 日付けで大磯町文化財専門委員会から、大磯町指定有形文化財として指定すべきである旨の答申を得ております。

2 ページにつきましては、文化財専門委員会から令和 3 年 10 月 1 日付けで教育委員会へ提出されました、指定有形文化財の指定についての答申で、3 ページは、答申に付された指定に関する答申書でございます。かいつまんで答申書を説明いたします。

名称は旧池田成彬別邸（西園寺公望別邸跡）3 棟 1 基、主屋、車庫、ポンプ室、門です。種別は大磯町指定有形文化財で、所有者は国土交通省 関東地方整備局 国営昭和記念公園事務所長です。

構造は、主屋が鉄筋コンクリート造（一部木造）地上 2 階地下 1 階、車庫が鉄筋コンクリート造（一部木造）地上 2 階、ポンプ室が鉄筋コンクリート造地下 1 階です。

設計者は、曾禰中條建築事務所、中条精一郎。曾禰中條建築事務所が設計した建物と



しては、国の重要文化財に指定されている慶応義塾大学図書館、東京都選定歴史的建造物に登録されている小笠原伯爵邸などがあります。施工は竹中工務店です。

6 ページに記載されています指定理由を説明いたします。本建物は 19 世紀後期に流行した住宅再興運動の影響が強いものとなっています。住宅再興運動とは、18 世紀半ばから 19 世紀にかけて英国において、産業革命が進む中で、起こった建築運動のことです。近代的な産業組織や機械生産の発達によって、安価で画一化されたものが大量に出回るようになり、職人技術は衰退をたどることになりました。あらためて手工業の良さを見直そうということで産業革命による新しい技術と伝統的な住宅建築の技術を融合させ、住宅の質的向上を目指した建築運動であり、設計者である中條精一郎はその最盛期の 1904 年から 1907 年にかけて英国のケンブリッジ大学に留学し、英国の建築事情に精通していました。施主であった成彬も英国の建築事情を知っていたことで、住宅再興運動の影響が強い建築となっています。

また、長男成功はケンブリッジ大学でラン栽培による園芸ビジネスを学び、実践しようとしたことで建物内に温室を取り入れた建築となっています。こうした建築は国内において稀有であり、高い建築史的価値を有していることから、町指定有形文化財に指定すべきと答申をいただいています。

7 ページから 9 ページは、文化財指定に伴う所有者からの申請書と同意書の写しです。

10 ページにつきましては、指定申請等に係る「大磯町文化財保護条例」の抜粋で、第 3 条第 1 項の規定に基づく指定を行うものでございます。

以上、ご審議いただきまして、町指定有形文化財の指定について、ご承認いただきますようお願いいたします。説明は以上でございます。

教育長) ただいま事務局から説明がありました。ご質問、ご意見があればお願いします。

<質疑応答>なし

教育長) 質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。議案第 16 号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第 16 号『大磯町指定有形文化財の指定について』は、原案どおりご承認いただいたものとします。

### 【協議事項第 1 号 令和 3 年度大磯町教育委員会の点検・評価（案）について】

教育長) 続きまして、協議事項に移ります。協議事項第 1 号『令和 3 年度大磯町教育委員会の点検・評価（案）について』、事務局より説明をお願いします。

学校教育課長) 協議事項第 1 号『令和 3 年度大磯町教育委員会の点検・評価案について』、概要を説明いたします。

はじめに、委員の皆様、これまでの点検・評価活動をありがとうございました。本日は冊子の形にまとめましたので、ご協議をよろしく願いいたします。

それでは、案である協議資料をご覧ください。まず、1 枚おめくりいただきまして、1 ページ目は目次です。続いて 2 ページから 4 ページまでは、「はじめに」と題して、教育委員会の制度や仕事内容、点検・評価の趣旨と対象、点検・評価の流れについて記述しております。5 ページから 17 ページまでは、令和 2 年度の教育委員会活動状況について、項目別にまとめたものです。18 ページから 22 ページまでが、令和 2 年度の教育委員会活動の各項目について、教育委員の方々、自らの評価として、内部評価を行った

結果であります。23ページから30ページまでは、外部評価者2名による内部評価の妥当性についての評価と指導・助言をしていただいた内容となります。この関係につきましましては、少し説明を加えさせていただきます。

まず、23ページ（1）教育委員会会議についてです。内部評価の妥当性について、外部評価委員お二人ともすべての評価項目において、内部評価「A」は妥当である、としています。

「指導・助言」として、集約いたしますと、令和2年度は新型コロナウイルス感染症が拡大し、学校が長期間の休校を余儀なくされるという、未曾有の中で発生する教育課題が山積した年であった。そうした中でも、教育委員会会議、教育行政の運営、地域住民への対応などへ取り組む姿勢は適切あり、その成果も認められる。こうしたいわゆる非常時こそ、学校・園や住民への適切な情報提供が大切であり、地域との連携の中で諸課題に対応していくことが必要であることはいままでの間でもない。何度か会議を傍聴したが、その中では活発に意見交換が行われるとともに、個々の意見を尊重し、委員が発言のしやすい雰囲気醸成に努めている様子がみてとれるため、今後とも継続してほしい。また、委員の発言がマイクを使うことによって傍聴者にもはっきり発言が聞き取れるようになったことは、「開かれた会議」という観点からも評価できる。今後の課題として、GIGA スクール構想に沿った教育環境のさらなる充実が求められる。また、このコロナ禍における児童・生徒への適切な対応すなわち生活面や心理面へのサポートなど、子どもたちの健康で安全な学校環境整備や改善に努力していただきたい。というご意見をいただきました。

次に、25 ページ（2）事務連絡調整会議についてです。内部評価の妥当性について、外部評価委員お二人ともすべての評価項目において、内部評価「A」は妥当である、としています。

指導・助言として、集約いたしますと、事務連絡調整会議は、教育委員会の円滑な運営、定例会や総合教育会議などの重要な会議を一層充実させるために欠くことのできない大切な役割を果たし、有効かつ適切に機能していることが確認できる。

定例会開催後という限られた時間の中で、いかに効率的に活用するか、情報や資料の提供の仕方など改善されてきているようである。今後も、教育委員ならびに事務局との連絡調整を密にし、この機能がさらに有効に働くことを期待するものである。というご意見をいただきました。

次に、26 ページ（3）意見交換会・懇談会についてです。内部評価の妥当性については、外部評価委員お二人ともすべての評価項目において、内部評価「B」はやむを得ない、妥当である、致し方ない、としています。このような評価となった説明として、総合評価では、新型コロナウイルス感染症という非常事態のため、意見交換会や懇談会そのものが計画どおり実施できなかったこと、を述べられています。

また、指導・助言として、集約いたしますと、意見交換会や懇談会は、保護者・住民と教育関係者が各学校の現状や地域が抱えているさまざまな課題を共有する機会として非常に重要なものである。新型コロナウイルス感染症予防のため、人との接触が避けられ、その機会も奪われた。多くの会合が実施できない中、大磯町立学校 PTA 連絡協議会との意見交換会が開催できたことは、感染予防への様々な対策とともに関係各位の方々の努力の賜と推察する。この会では、学校施設の問題、給食の問題などが取り上げられ、実現には時間のかかるものもあるだろうが、参加者や保護者・地域に途中経過等を継続的に知らせていくことが教育委員会の信頼を深めることに繋がる。次年度も一層、地域

及び家庭との連絡を密にするための機会として地域からのさまざまな意見を集約していただきたい。というご意見をいただきました。

次に、28 ページ（4）訪問（学校・幼稚園・保育園）についてです。内部評価の妥当性については、外部評価委員お二人ともすべての評価項目において、内部評価「B」はやむを得ない、妥当である、致し方ない、としています。

このような評価となった説明として、総合評価では、各行事が中止になる中、訪問の機会が減少したが、新型コロナウイルス対応に追われる各学校と各教育委員による努力は十分に拝察できる。また、懇談では、数多くの意見が出され、実態が把握できたものと推察でき、教職員の“生の声”を大切にしていこうという姿勢が十分みてとれる。学校現場から吸い上げられた課題を直ちに解決することは難しいが、今後期待し、評価「B」は妥当と考える、と述べられています。

また、指導・助言として、集約いたしますと、教育委員による学校訪問は、学校現場と教育委員双方にとって極めて重要なものである。教育委員会が正しい意思決定するためにも各学校の現状をきめ細かく聴き取ることは教育委員自ら各学校現場の問題点を認識する上で不可欠である。新型コロナウイルス感染症のため、計画どおり訪問できなかったとはいえ、感染防止への配慮を行ったうえで、小・中学校を訪問したことは、例年とは異なった貴重な経験ができたともいえる。報告では、新型コロナウイルス対応に各学校の取り組みの努力がうかがえる。この問題に対して是非、町としても学校環境整備に関して、教職員だけでなく町全体で学校をサポートする体制を整備していただきたい。というご意見に加え、私見ではあるが、子どもたちが楽しみにしていた修学旅行、運動会、文化祭などの行事が、中止、あるいは例年どおりには実施できなかったことは、残念でならない。というご意見もいただきました。

次に、29 ページ（5）訪問、行事等についてです。内部評価の妥当性については、外部評価委員お二人ともすべての評価項目において、内部評価「B」はやむを得ない、妥当である、致し方ない、としています。

このような評価となった説明として、感染症予防対策のため参加者が限定され、行事には参加できなかったとあり、子どもたちの活動の様子を直接見たり共に活動したりする機会がなかったことから、評価「B」はやむをえない。

なお、総合評価においては、コミュニティ・スクールの成果が見え始めてきたようである。さらに大磯としてのカラーが出てくることを期待している。と述べられています。指導・助言として、集約いたしますと、子どもたちの活動の集大成ともいえるべき、運動会、文化祭、部活動、修学旅行など大きな行事が例年とは異なる形で実施せざるを得なかったことは、残念でならないが、学校や園も最大限の努力をして実施できる方向を探り、形を変えてでも何とか実施しようと努力してきたことであろう。

教育委員がさまざまな業務に専念するなか、限られた時間において大磯町内の学校・園、さらには生涯学習関係の諸行事に精力的に訪問されることに敬意を表するところである。大磯町は全国に誇れる自然環境、社会環境をもつ地域である。次年度も引き続き、教育委員が率先して、さまざまな行事や地域住民との協力を通して教育のさらなる充実をめざしていただきたい。外部評価につきましては、以上です。

次に、31 ページから 49 ページまでは、令和 2 年度教育委員会基本方針に基づく施策について、教育委員会事務局で評価した内容に係る教育委員によるその妥当性と改善事項等のご意見となっています。

今回の点検・評価から、記載方法を改めております。

前回までは、各項目において「（１）重点施策の中で、特に重要課題と捉えた施策」の次に、「（２）課題別点検評価」、「（３）教育委員による評価」と続けて表記しておりましたが、今回の点検・評価から、「（３）教育委員による評価」を「（２）課題別点検評価」に組み込む形で記載いたしました。より、実施状況に対する成果と課題、教育委員による評価と課題点等を把握しやすく、まとめられたと考えております。

最後に、50 ページから 56 ページまでは資料編です。関係法令、教育委員会定例会議事録のホームページアドレスの案内、令和 2 年度教育委員会基本方針を参考資料として掲載しています。点検・評価（案）の説明は以上となります。

最後に、今後の予定ですが、記述事項について修正すべき点や加筆すべき点などがありましたら、この後、ご協議いただき、その内容も反映させた形で最終的な案を作成し、次回（11 月）の教育委員会定例会において、議案として提案させていただき、ご審議の上、最終決定とさせていただき予定となります。

説明は以上でございます。

教育長） ただいま、事務局から説明のありました件につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。

曾田委員） 質問ではないのですが、ここに一点も出てこないことなのですが、大磯町はこの 2 年間、教育委員会は一切休まなかったわけですね。ずっと健全に教育委員会定例会ができたこと、私は大変いいことだと思っております。こういうことをどこか一言入れるとこころがあれば入れておいていただけるとありがたいと思っておりますが、どうでしょうか。

学校教育課長） ありがとうございます。このコロナ禍の中、役場の行事や会議等は中止や書面会議等となっている中で、確かに、教育委員会定例会においては完全に公開会議でやっておりました。その辺については、一言入れるように検討させていただきます。

教育長） 他にはいかがでしょうか。

トーリー委員） とてもお時間がかかったかと思いますが、しっかりまとめていただきましたこと、毎年ながら頭が下がる思いで感謝いたします。それと共に、外部評価をして下さった方々にも、妥当な評価を付けていただきましたことを感謝申し上げたいと思います。ありがとうございました。

濱谷委員） 私も一言、修正意見ではございませんけども、7 月からこの内部評価を作成する事務局の方に感謝申し上げます。それから、私はいつも、評価表を見るのが楽しみなのは、やはり外部評価のところですね。トーリー委員も指摘されましたように、我々も評価される側として気になるところです。いくつか私も事前に配布されたものを読みましたが、ああ、そうなんだなということだけちょっと述べたいと思います。

24 ページのところにも外部評価の方が指導・助言として書かれておりますけれども、「GIGA スクール構想に沿った教育環境の更なる充実が求められる。」という一文が書かれていて、やはりこれも、我々教育委員も GIGA スクール構想をしっかりと把握しながら意見を述べていかなければならないのだなということを感じたところでございます。

それから、28 ページの学校訪問のところですね。今日も大磯小学校の学校訪問がございましたけれども、やはりこれも大変重要な指摘をされました。「現場の問題点を認識する上で不可欠である。今後も積極的に取り組んでいただきたい。」ということです。ま

さに我々もしっかりと学校訪問の中で、現場のご意見を聞かなければならないのだなと思います。聞いて、また教育委員会の会議の中で述べていかなければならない場面があれば、しっかりそれを反映していかなければならないと思っています。それがまさしく、29 ページに書かれている「学校環境整備に関して、教職員だけでなく町全体で学校をサポートする体制を整備していただきたい。」と、外部評価委員の方もこういう視点で学校環境整備のことも検討していくように申されている。

そして、毎年、外部評価の先生がご指摘されるように、30 ページのところに「大磯町は全国に誇れる自然環境、社会環境をもつ地域である。次年度も引き続き教育委員が率先して、さまざまな行事や地域住民との協力を通して教育のさらなる充実をめざしていただきたい。」と、まさしくコミュニティ・スクールのニーズがこの中にあるんだろうと思っており、学校運営協議会をしっかりと回していくように努力をせねばならないのだなと、こんなメッセージだと理解をしているところです。

感想を述べさせていただきました。以上です。

教育長) ありがとうございます。他によろしいでしょうか。

長い期間にわたって委員の皆さまには大変ご協力いただきましてありがとうございます。今のお話の中にありました、外部評価委員のお二人にも本当に協力していただきました。また、今回、事務局がとても工夫をして、少し形を変えてやってくださいまして、本当に中身のある良い評価になったと思います。令和2年度ですから、前教育長も大変お喜びではないかという風に思っております。本当に皆様のご協力のおかげです。今までいただきましたご意見を踏まえて業務を進めて参りたいと思います。ありがとうございました。

### 【報告事項第1号 令和3年度第3回(9月)大磯町議会定例会について】

教育長) 続きまして、報告事項に移ります。それでは、報告事項第1号『令和3年度第3回(9月)大磯町議会定例会について』、事務局より報告をお願いします。

教育部長) 報告事項第1号『令和3年第3回(9月)大磯町議会定例会について』、概要をご報告いたします。

会期は、8月30日から9月30日まで32日間の日程で行われました。資料表紙の裏面になりますが、資料目次となります。

それでは、資料の1ページをお開きください。1ページから2ページが提出議案の一覧です。件数番号に丸が付いているところが、教育委員会関連でございます。

それでは、議案の審議概要について、ご報告いたします。

3ページ、4ページをご覧ください。議案第57号『大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例』の議案書でございます。本案につきましては、吉川諭議員から3問、鈴木京子議員から2問、渡辺順子議員から4問、石川則男議員3問、玉虫志保実議員から1問の質疑があり、討論ののち、採決が行われ、賛成者多数により原案どおり可決されました。

次に5ページから6ページをご覧ください。議案第58号『大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例』の議案書でございます。本案につきましては、鈴木京子議員から4問、吉川諭議員から2問の質疑ののち、採決が行われ、賛成者多数により原案どおり可決されました。

次に7ページから12ページをご覧ください。議案第60号『令和3年度大磯町一般会

計補正予算（第2号）』の議案書と説明資料でございます。9ページから12ページの件数番号に丸が付いているところが、教育委員会関連の補正予算となります。こちらは、本年8月の教育委員会第5回定例会においてご審議いただき、ご承認をいただいた案件でございます。

まず、歳入はNo.4の学校教育課、学校保健特別対策事業費補助金で新型コロナウイルス感染防止対策に係る国庫補助金の増、No.7の学校教育課、かながわ学びづくり推進地域研究委託金で研究テーマに基づき神奈川県教育委員会と連携実施する県委託金の増でございます。

次に歳出でございますが、No.22の学校教育課、健康管理事業で就学时健康診断会場設営委託料の増、No.23の学校教育課、教育研究所維持管理・運営事業でかながわ学びづくり推進地域研究に伴う講師等謝金、費用弁償、消耗品費の増、No.24の学校教育課、小学校費の学校運営事業で新型コロナウイルス感染症対策に伴う消耗品費、学校備品購入費の増、No.25の学校教育課、小学校費の学校施設・設備維持事業で新型コロナウイルス感染症対策に伴う修繕料の増、No.26の学校教育課、小学校施設整備事業でトイレ手洗い場自動水栓交換等に伴う工事請負費の増、No.27の学校教育課、学校給食運営事業で新型コロナウイルス感染症対策に伴う消耗品費の増、No.28の学校教育課、中学校費の学校運営事業で新型コロナウイルス感染症対策に伴う受験関係書類郵送代、学校備品購入費の増、No.29の学校教育課、中学校施設整備事業でトイレ手洗い場自動水栓交換等に伴う工事請負費の増、No.30の子育て支援課、幼稚園施設・設備維持事業でトイレ手洗い場自動水栓交換等に伴う工事請負費の増、No.31の生涯学習課、図書館運営事業で生涯学習課事務室移転に伴う電話機増設による通信運搬費の増、No.32の生涯学習課、図書館資料整備事業で電子書籍導入に伴う消耗品費、電子図書館構築に伴う初期導入委託料、クラウド利用料の増、No.33の生涯学習課、郷土資料館維持管理事業でトイレ手洗い場自動水栓交換等に伴う修繕料の増、に係る予算を計上するものでございます。

教育委員会関係では、3人の議員から質疑がありました。質疑の内容としましては、二宮加寿子議員から生涯学習課事務室移転に伴う電話機増設に係る回線数、図書館に係る電子書籍導入に伴う消耗品費、電子図書館構築に伴う初期導入委託料、クラウド利用料の内容について、渡辺順子議員からは、駅前広場に係る通学路の変更について、飯田修司議員からは、通学路の検討について質疑がありました。質疑終了後に、議案第60号『令和3年度大磯町一般会計補正予算（第2号）』の議員提案による修正案が提出され、修正案及び原案に対する討論を経て、採決が行われました。修正案については、賛成者少数により否決となりました。原案については、賛成者多数により原案どおり可決されました。

次に13ページから29ページまでが、議案第64号『令和2年度大磯町一般会計歳入歳出決算の認定について』に係るものです。13ページから18ページまでが、議案第64号『令和2年度大磯町一般会計歳入歳出決算の認定について』の議案書と「令和2年度大磯町一般会計歳入歳出決算書及び附属書類（Ⅰ）」の抜粋資料でございます。

また19ページから29ページまでが、「令和2年度大磯町歳入歳出決算説明書（Ⅱ）」の抜粋資料でございます。議案第64号『令和2年度大磯町一般会計歳入歳出決算の認定について』は、令和3年第3回（9月）大磯町議会定例会の初日である8月30日に議案上程され、9月7日の総括質疑後に決算特別委員会が設置され、審議が付議されました。なお、令和2年度の決算審査につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策

の一環として、議場での開催となりました。

子育て支援課につきましては、9月14日に、15時50分から17時06分まで行われました。主な決算審査における質疑は、子ども・子育て支援新制度運営事業、放課後子どもプラン事業、放課後児童健全育成事業、療養医療費助成事業、朝の子どもの居場所づくり事業、子育て支援拠点施設運営事務事業、子育て・親育ち支援事業、小児医療費助成事業、児童福祉総務運営事務事業などでございました。

教育委員会の学校教育課、生涯学習課、図書館、郷土資料館につきましては、9月17日に、学校教育課が10時35分から、昼休憩を挿み、14時20分まで、生涯学習課等が14時40分から15時50分まで行われました。

主な決算審査における質疑は、学校教育課に関しては、事務局運営事務事業、学校給食運営事業、コンピューター教育推進事業、学校教育指導振興事業、学校図書館運営事業、支援教育推進事業、児童・生徒指導支援事業、健康管理事業、教育研究所維持管理・運営事業、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、コミュニティ・スクール推進体制構築事業、大磯町立小中学校空調設備借上事業、教育振興推進事業、学校施設・設備維持事業、学校運営事業などでございました。

生涯学習課に関しては、旧吉田茂邸維持管理事業、図書館コンピュータ・ネットワークシステム推進事業、図書館運営事業、郷土資料館維持管理事業、郷土資料館施設整備事業、青少年指導員連絡協議会運営事業、文化財保護事業、旧吉田茂邸運営事務事業、旧吉田茂邸学芸活動事業、教育普及・企画展事業、図書館維持管理事業、郷土資料館維持管理事業などでございました。

同日の16時10分から決算特別委員会における討論ののち、採決が行われ、挙手者少数により、決算特別委員会としては不認定と決しました。

その後、令和3年第3回（9月）大磯町議会定例会の最終日である9月30日に本会議場にて、決算特別委員会の委員長報告に続き、討論と採決が行われ、賛成者、反対者が可否同数となり、議長採決により、原案どおり可決され、認定されました。

続いて、9月7日に行われた総括質疑の概要についてご報告いたします。

30 ページが総括質疑の通告内容で、アンダーラインの部分が教育委員会関係の質問でございます。1人の議員から質問がございました。30 ページの上段に吉川論議員の質問事項があり、記載のとおり質問がございました。

続いて、9月9日、10日に行われた一般質問の概要についてご報告いたします。31 ページから 35 ページまでが一般質問の通告内容で、アンダーラインの部分が教育委員会関係の質問でございます。

4人の議員から質問がありました。31 ページをご覧ください。

吉川論議員から、「大磯幼稚園の認定こども園化について」として、記載のとおり質問がございました。町長、教育長からそれぞれ答弁があり、1号認定児・2号認定児の数、保育の量の見込み、待機児童数、新築と大規模修繕のコスト比較などの再質問がございました。

次の議員は、二宮加寿子議員で、「通学路の安全確保や飲酒運転根絶に向けた施策について」の「通学路の安全確保について」として、記載のとおり質問がございました。町長、教育長からそれぞれ答弁があり、通学路の危険箇所点検のスケジュール、今後の対応状況などの再質問がございました。

33 ページをご覧ください。次の議員は、飯田修司議員で、「令和3年9月現在、大

磯町にとって問題である7題を問う」についての「大磯幼稚園の民営化、移行問題について」、「旧吉田茂邸の雨漏りについて」、「大磯中学校校舎整備と大磯町立小・中学校4校の給食問題について」として、記載のとおり質問がございました。町長、教育長からそれぞれ答弁がございました。

33 ページ、34 ページをご覧ください。次の議員は、鈴木京子議員で、「自校方式の中学校給食実施の行程と昼食の保護者負担軽減について問う」、「なぜ安易に大磯幼稚園を民営化するのか」、「寄附者の意思を受けてつくる記念冊子は断念を」として、記載のとおり質問がございました。町長、教育長からそれぞれ答弁があり、「白紙に戻す」という意味、昼食弁当の注文数、金額、大磯幼稚園敷地内への保育施設の増築、寄附に至った経緯などの再質問がございました。

令和3年第3回（9月）大磯町議会定例会の概要報告については、以上でございます。なお、本議会の会議録は、後日町のホームページに掲載されますので、詳細についてご確認くださいよう、お願いいたします。

教育長） ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお願いいたします。

濱谷委員） ホームページを見ればわかると思うのですが、31 ページのところに吉川論議員から「町は子ども、若者をどう定義しているのか。」という質問があったということですが、後日ホームページの回答をゆっくりと見たいなとは思いますが、興味を持ちましたので、町は子ども、若者をどう定義しているか、ちょっとだけ教えてください。

教育部長） 町長答弁ですと、「若者の定義が何だろうかということについて今回職員と共に考えたときに、一つの拠り所といたしましては、国が作成いたしました『子供・若者育成支援推進大綱』というものがあまして、子どもとは何かが定義されております。義務教育年齢に達するまで、乳幼児期、小学生の学童期、中学生など概ね18歳までの思春期、また、若者と思春期及び概ね18歳から30歳までの青年期とされております。町はこの考え方をこれまで参考にして参りました。」というような答弁でした。

濱谷委員） はい。分かりました。ありがとうございました。

教育長） よろしいでしょうか。青年期を入れれば若者とは30歳までということが国では言われているということでした。

他にはよろしいでしょうか。

## 【報告事項第2号 町立小学校給食の給食費の改定について】

教育長） 次に、報告事項第2号『町立小学校給食の給食費の改定について』、事務局より報告をお願いします。

学校教育課主幹） 報告事項第2号『町立小学校給食の給食費の改定について』、報告いたします。

表紙をめくっていただきまして、令和3年10月7日付け保護者あてのお知らせ、「町立小学校給食の給食費の改定について」をご覧ください。

現在、町立小学校の給食費の月額が4,200円に設定されておりますが、昨今の食材価格の上昇や夏季休業の短縮に伴う授業時数の増加による給食実施回数の増加により、給食の質を維持することが難しくなっております。このことを受けまして、給食費の改定をお知らせするものでございます。

食材費の上昇につきましては、ページ下段のアスタリスク1に記載されておりますが、



現在の給食費を定めた際に参考とした平成 27 年の食料物価指数を 100 とすると、令和 3 年 6 月の食料物価指数は 105.6 と 5 パーセントほど上昇しております。

また、アスタリスク 2 で、現行の給食費は年間の給食実施回数を 180 回として算定したのですが、近年の夏季休業の短縮に伴う、授業時数増加のため、年間 183 回となることを見込んでおります。

このような状況を踏まえて、8 月 24 日に開催しました学校給食会において、各小中学校校長先生、各小中学校 PTA 会長の皆様に給食費の改定についてお諮りしました。

協議の結果、給食の質の維持のためには給食費の改定をせざるを得ないという結論になりまして、令和 4 年 4 月より月額 4,500 円に改定させていただくということになったという経緯です。

10 月 7 日に各小学校のマチコミメールを通じて、保護者の皆様にお知らせしましたが、今のところ反対のお声は届いていません。

次に 2 ページをご覧ください。学校給食会の協議におきまして、PTA 会長の皆様から給食費の改定について保護者の方々から広くご納得いただくには、改定の理由だけでなく、大磯町の学校給食について改めてご理解いただくことも必要なのではないかと、また理解していただければ、ご納得いただけるのではないかとこの意見をいただきまして、本資料を各学校の栄養士、栄養教諭に作成してもらいました。大磯町の給食の特徴として、自校給食で手作りの要素が高いことや、季節感が味わえるようにしていること、また、国産や地場産物を積極的に使用していることなどが説明されています。ご覧になった保護者の方からは、とても分かりやすく大磯の給食の魅力が伝わってくる資料でよかった、ありがとうございます、とのお言葉をいただきました。

報告は以上でございます。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお願いいたします。

<質疑応答>なし

教育長) よろしいでしょうか。今日もおいしい給食を召し上がっていただいく予定となっております。それでも安い値段で作ってもらっているなど思っておりますけど、保護者の皆様にご理解、ご協力をいただくということで、よろしく願いいたします。

### 【報告事項第 3 号 国府小学校給食調理業務等委託について】

教育長) 次に、報告事項第 3 号『国府小学校給食調理業務等委託について』、事務局より報告をお願いします。

学校教育課長) 報告事項第 3 号『国府小学校給食調理業務等委託について』、説明いたします。

国府小学校給食調理業務等委託につきましては、4 月の定例会において、委託期間、契約方法、事業者の選定方法について、ご報告させていただきましたが、その後、契約方法等について変更することとしましたので、報告させていただきます。

1 ページをご覧ください。「1 経過」でございます。国府小学校の給食調理員が令和 4 年 3 月末で任期満了となるため、令和 4 年度から国府小学校の調理業務等を民間事業者へ委託するというものでございます。

「2 委託期間」です。委託の期間は、安定した給食を継続的に提供するため、令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 3 年間といたします。

「3 契約方法」でございます。4月の定例会において、委託事業者の選定方法については、債務負担行為を設定し、入札において一番安価な価格を提示した事業者と契約を行う一般的な入札の方法で進める旨の説明をいたしました。その後、関係各課と協議を行い、契約方法及び委託事業者の選定方法を変更することとしました。契約方法につきましては、長期継続契約による契約とすることといたしました。長期継続契約とは、物品の借入れや、役務の提供を受ける契約のうち、条例で定めるものについては、債務負担行為を設定しなくとも、複数年契約を締結することができるというものでございます。債務負担行為を設定せず、長期継続契約とするため、単年度ごとに予算を要求し、町議会の予算の議決により、3年間を限度に契約を延長する契約方法となります。

なお、委託事業者の選定方法につきましては、価格のみの入札ではなく、選定委員会を開催し、企画提案方式（プロポーザル方式）により事業者を選定する形に変更いたします。

最後に、「4 今後の予定」でございます。明日、10月22日に国府小学校給食室の現地見学会を行います。12月中旬には選定委員会を開催し、事業者の提案に対し審査を行い、優先交渉権者（予算成立後に優先的に契約を締結できる事業者）を決定します。その後、優先交渉権者には令和4年4月の委託開始に向け準備をしていただき、令和4年3月、令和4年度の予算成立後に契約を締結する予定で進めております。

説明は以上です。

教育長） ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお願いいたします。

<質疑応答>なし

教育長） よろしいでしょうか。

#### 【報告事項第4号 大磯町立国府小学校の給食調理の民間委託に関する要望書について】

教育長） 次に、報告事項第4号『大磯町立国府小学校の給食調理の民間委託に関する要望書について』、事務局より報告をお願いします。

学校教育課長） 報告事項第4号『大磯町立国府小学校の給食調理の民間委託に関する要望書について』、説明いたします。

こちらの要望書は、大磯町立国府小学校 PTA 有志一同及び大磯小学校 PTA 有志一同からのものでございます。

要望の趣旨は、国府小学校の給食調理業務を委託化するにあたり、PTA 有志の要望を取り入れてほしいというものです。10項目の要望をいただいています。

1点目は、保護者が業者選定に参加できるようにしてほしい、というもの。

2点目は、食育支援に関する具体的な提案を選定要件に盛り込んでほしい、というものの。

3点目は、配食当日のイレギュラー対応に協力できることを業者選定の条件にしてほしい、というもの。

4点目は、調理員に対する研修体制導入を選定要件に入れてほしい、というもの。

5点目は、現場のリーダーは、栄養士資格保持を必須条件としてほしい、というもの。

6点目は、リーダーの選出は、業者に全て任せるのではなく、町と栄養教諭による面接により決定してほしい、というもの。

7点目は、栄養教諭とリーダーとが伝達事項を確認できる態勢を整えてほしい、とい

うもの。

8点目は、現在勤務している給食調理員を本人の意思があれば、積極的に雇い入れを継続するように業者側に求めてほしい、というもの。

9点目は、委託にあたり、引継ぎをしっかりと行ってほしい、というもの。

10点目は、消耗品の劣化・破損の状況の確認と交換を誰がいつ行うのか事前に取り決めてほしい、というものでございます。

いただいたご要望の中には、すでに対応済みのもの、今後、委託事業者決定後に調整が必要なものもございますが、これからはじまる国府小学校の給食委託に向け準備を進めていきたいと、考えております。

報告は以上となります。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお願いいたします。

トリー委員) すでに対応済みのものもありますというお話でしたが、具体的にどちらになりますか。

学校教育課長) 要望の6点目、7点目については、仕様書に記載のない事項ですので、今後、優先交渉権者となった事業者と協議し決定していくこととなりますが、それ以外については、基本的には仕様の内容に含まれているということで対応は可能ということになります。なお、要望に対する回答につきましては、先月、書面にて要望者に対して回答をしているところです。

トリー委員) はい。分かりました。ありがとうございました。

曾田委員) こういう要望書が出ているわけですが、これに堪え得る業者は何社くらいあるのでしょうか。

学校教育課長) ただいま業者の現地見学の申し込みを受け付けているところです。明日現地見学をいたしますが、13社の応募がございました。

曾田委員) はい。ありがとうございました。

教育長) 他にはよろしいでしょうか。関係業者も今のところ13社、すべて参加できるかわかりませんが、そういう風な形になります。ではよろしく申し上げます。

#### 【報告事項第5号 大磯町立小中学校4校におけるICT支援員等配置の要望書について】

教育長) 次に、報告事項第5号『大磯町立小中学校4校におけるICT支援員配置の要望書について』、事務局より報告をお願いします。

学校教育課主幹) 報告事項第5号『大磯町立小中学校4校におけるICT支援員等配置の要望書について』、報告いたします。

こちらの要望書は、各小中学校のPTA会長からいただいたものでございます。要望の趣旨は、教育のICT化を進めるにあたり、児童生徒の多様なニーズへの対応と教職員の働き方改革を両立させるためには専門家であるICT支援員を配置してほしいというものです。

「2 児童生徒の多様な学習支援の課題」におきましては、教職員のICTに対する理解度に差があり、すべての児童生徒に「情報活用能力」を習得する機会が均等に与えられていないことを指摘いただきました。

また、次のページをご覧ください。新型コロナウイルス感染拡大によるオンライン授業実施の諸問題を解決するために、専門性の高いICT支援員が必要であると記されてい

ます。

「3 教職員の働き方改革の課題」におきましては、ICT 機器が導入されたことで、ICT 機器の操作法の習得や設置準備等、新たな業務が多く発生し教職員の負担が増えていることを指摘いただきました。また、各校の ICT 担当者や ICT に詳しい一部の教職員に負担が偏っていることも働き方改革に逆行しているのではないかとということをご指摘いただきました。いただいたご要望をもとに、学校に対して ICT 支援員の導入に関する調査を実施し、現在、どのような形で ICT 支援員を配置するか検討しているところでございます。

報告は以上となります。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお願いいたします。

濱谷委員) 前回の時に、国府中学校を見学させていただきました。授業の中で積極的に ICT を扱っている。いわゆるタブレットを使いながら授業を展開されているという授業をいくつか見させていただきました。その後、懇談会の中で国府中学校の ICT を迅速にやってきたのは、やはり、ICT に明るい先生がいらっしゃる。その先生がリーダーシップを発揮しながら各教員に教えて、そして、授業の中で何ができるのか、言わば研究会やプロジェクトというか、そういったものをつくられて進めていくんだということで、大変私は敬意を表しているわけですが。今、報告にありましたように、調査をし、検討をされているということでございますので、一人の委員の立場として、ICT 支援員の配置につきましては、先生たちを更に支援していきながら、GIGA スクール構想の考えていく力、これを推進してってもらいたいと私も要望をいたします。以上です。

教育長) ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

トリー委員) 私も今、濱谷委員がおっしゃったことと同じで、ICT 機器に強い先生と強くない先生が間違いなくいらっしゃるのですが、これは本当に検討をもちろんしていただくのですが、喫緊の課題だと思いますので、速やかに配置を私も強く要望をいたします。PTA の方々のこの意見書を読ませていただいて、もっともだなと強く感じているところでございます。ICT 格差が児童間に出ないように、細やかな気配りをお願いしたいと要望いたします。よろしく願いいたします。

曾田委員) ICT 支援員の人数は集まるのでしょうか。

学校教育課主幹) まず、週何回、ICT 支援員を各校に配置するかですとか、あるいは、どこまでのレベルで ICT 支援員にやっていただくかということによっても、人集めの難しさというものはあると思います。ただ、現在のところ案で出ているのは、ICT 支援員の募集や研修から業者委託して専門性の高い方を配置できるようにするほうがいいのではないかと出ておまして、まだ集められるかどうかということまでは至っておりません。

曾田委員) よくわかりました。ということは、専門性が入ってきますから、やっぱり皆さんの要望に応えられる人を集めなくてははいけませんから。ありがとうございます。

教育部長) この件に関しては我々も大変重要であると認識しておりまして、来年度の予算に向けて、こちらの要望書をいただいた後に動きを始めたところです。

まず最初に、各小中学校に対して、こういう要望に対してどういうニーズがあるのか教育指導係のほうで調査をさせていただきました。その結果、今お話がりましたが、かなり学校によって、ある程度知識がある教員がいるところと、そうではないところが

あるということが分かりましたし、その中で、ニーズの幅が非常に広いということで、先ほどから話に出ていましたとおり、どういった ICT 支援員を配置していけば良いのかというところからすでに難しいというか、かなりの温度差があるだろうと認識したところでございます。とは言え、こういった要望書が出ておりますので、今のところ来年度に向けた考え方ですが、これは今年も既にやっているのですが、機器であるとか、システムの構築に関する事業は今委託していますが、いつでも電話ができるという体制を整えておりますので、これは来年継続しようということで考えてございます。

それから、町内部も、今年度から政策総務部内に情報推進担当参事という部長職を設置して、プラス政策課内に情報推進担当者というのが設置されておりますので、そういった部分で町内部も ICT 化に向けた体制強化をしておりますので、こちらと連携しようということで、各学校から上がって来た色々な相談を、まず教育委員会事務局を通して、こちらの町内部の組織の方に相談や連携をかけると。実際問題、我々職員も機器が何か問題があればこちらのほうに相談をするようにしておりますので、職員だけに限らず、学校の教職員からの相談もこちらにかけようということで考えております。今現在、教育指導係の教育指導主事に ICT 担当を担っているものがあるのですが、ここに集中しておりますので、なかなか教育指導主事も専門職ではございませんので、こういった部分で相談体制を強化しようと考えてございます。

それとプラス、先ほどお話しさせていただきましたように、各学校のニーズに幅がございますので、色々なことができるように、スクールサポーターのような中に、そういう専門スキルを持った方、実はこういった方が定年退職後に手挙げをして下さる方が増えておりますので、そういった方を採用できるように教育総務係のほうにお願いを今しておりますので、そういった方を配置していきたいということで考えています。そういったことで予算要求できたらいいなと考えているところでございます。以上です。

曾田委員) 面白い考えですね。それはいいことですね。

教育長) よろしいでしょうか。外部の方にお願ひすれば予算の問題もございませし、庁内でそういうことができればどんどん活用していくと、両面をとらえて、部長の話のとおりやっいてこうとなっておりますので、よろしくお願ひします。

### 【報告事項第6号 第20回大磯図書館まっりの開催について】

教育長) 次に、報告事項第6号『第20回大磯図書館まっりの開催について』、事務局より報告をお願ひします。

図書館長) 報告事項第6号『第20回大磯図書館まっりの開催について』でございます。

大磯図書館まっりは、古本市等の催し物を通して、幼児から高齢者まで地域のふれあいの場として図書館が身近な存在になるよう開催するものですが、今回は新型コロナウイルス感染症対策により、常時換気をするとともに入場者に対して検温を行い、三つの密を避けるため、古本市と昨年度実施できなかった児童書の古本市及び子ども向けの図書館クイズを「キッズタイム」と称して実施します。内容につきましては、記載のとおりとなります。

なお、10月20日現在の古本市の申し込みは、延べ84人、キッズタイムは3人です。報告は以上となります。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお願ひします。

<質疑応答>なし

教育長) よろしいでしょうか。

**【その他】**

教育長) 次に「その他」について、何かございますでしょうか。

各委員) なし。

教育長) それでは、事務局からお願いします。

**■事務連絡**

教育部長) 次回の教育委員会定例会は、11月18日木曜日、午前9時30分から本庁舎4階第1会議室で開催予定です。

教育長) それでは、以上をもちまして、令和3年度大磯町教育委員会第7回定例会を閉会いたします。お忙しい中、長時間に渡りご審議いただきまして、ありがとうございました。お疲れさまでした。

**(閉会)**

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

令和3年11月18日

教 育 長 熊 澤 久

教育長職務代理者 濱 谷 海 八

委 員 トリー 二葉

委 員 曾 田 成 則